

中央の動き（４月）「視点・論点・考察点」～見る―読む―考える～

2日 ●地方分権推進委員会

《経緯》

平成7年の地方分権推進法に基づいて設置された地方分権推進委員会の数次にわたる勧告を踏まえ、国と地方の関係を改めたのが、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（略称・地方分権一括法）である。

法律の趣旨は、これまでの中央集権型行政システムを大きく転換し、21世紀にふさわしい国・地方を通じる行政の基本システムを構築しようとするものである。このため、この法律によって、23府庁省・委員会にまたがる475本の法律を一括して改正した。

《現在》

地方分権改革推進法が平成19年4月1日から施行され、平成22年3月31日に失効する時限法としてスタートした。

この法律に基づいて「地方分権改革推進委員会」を内閣府に設置。委員会は委員7人で組織。委員は、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命。

委員会は、地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を勧告。

《5月30日》

委員会は、第2期改革の議論を方向づける、「地方分権改革推進にあたっての基本的考え方」を公表。翌31日、安倍内閣総理大臣に提出した。

《今後の動き》

- 道州制ビジョン懇談会（平成19年2月設置）・・・平成19年度中に中間報告
- 地方分権改革推進委員会（平成19年4月設置）・・・平成20年3月第一次勧告
- 地方制度調査会（平成19年7月再開）・・・2年以内に答申

3日 ●経済同友会の報告書

社会保障制度の基本的な考え方

- ① 自助の精神と公平性の重視
- ② 財政的に持続可能

③ 経済の成長に資する

④ 給付サービスと行政の効率化